

日本セーリング連盟

個人用浮揚用具(ライフジャケット)に関する基準(小型艇(機関無し))

1. 個人用浮揚用具についてクラス規則、大会での基準がある場合はそれに従うこととする。
2. クラス規則、大会での基準がない場合の個人用浮揚用具は、ISO 12402-5、レベル50または同等の基準に従うこととする。
なお、未成年や身体の軽いセーラーの場合は、自分の体重を支えるのに十分な浮力があり、ISO等による浮力表示がされているものとする。

なお、大会中または練習中に動力を有する小型船舶（運営艇・審判艇・救助艇・コーチボート等）に乗船する場合には、必ず上記基準または認証された個人用浮揚用具（ライフジャケット）を着用することとする。